

労 審 発 第 7 4 8 号

平成 2 6 年 4 月 2 4 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



「粉じん障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 2 6 年 4 月 2 4 日付け厚生労働省発基安 0 4 2 4 第 4 号
をもって諮問のあった「粉じん障害防止規則の一部を改正する省
令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成26年4月24日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会

分科会長 土橋 律

「粉じん障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成26年4月24日付け厚生労働省発基安0424第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成26年4月24日

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 土橋 律 殿

安全衛生分科会じん肺部会
部会長 土橋 律

「粉じん障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成26年4月24日付け厚生労働省発基安0424第4号
をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会
は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。